

別表（第3条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額	その他
海外大会等遠征費用支援型	海外で開催される大会、合宿等への参加	新型コロナウイルスに関する検査費、大会参加費、登録料、保険料、交通費、宿泊費、用具等輸送費及び通訳に係る経費のうち、個人で負担する部分	補助対象経費の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。	新型コロナウイルスに関する検査費は、1回当たり3万円を限度とする。補助金の交付の対象となる新型コロナウイルスに関する検査は、大会、合宿等の期間並びに当該期間の開始日前1週間以内及び当該期間の終了日後1週間以内に行われたものとする。
強化練習費用支援型	強化練習	強化練習をする際の会場等使用料、用具等の消耗品費並びに強化練習のために招へいした臨時的な指導者、トレーナー（国家資格を有する者に限る。以下同じ。）及び栄養士（国家資格を有する者に限る。以下同じ。）への謝金のうち、個人で負担する部分	補助対象経費の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。	<p>1 会場等使用料は、練習等で使用する会場及び付帯設備の使用に係る経費とする。</p> <p>2 消耗品費は、1つ又は1組の単価が3万円未満（消費税及び地方消費税の額を含む。）のものとする。ただし、練習着、ユニフォーム、飲料水、サプリメント等の購入に要する経費は、補助の対象としない。</p> <p>3 謝金は、強化練習のために招へいした臨時的な指導者にあつては1日当たり3万円、トレーナー及び栄養士にあつては1日当たり1万円を限度とする。</p>

備考

- 1 海外大会等遠征費用支援型及び強化練習費用支援型に係る補助金の総額は、補助事業者1人当たりそれぞれ150万円を限度とする。
- 2 外大会等遠征費用支援型において、大分県から補助金等の交付を受けて参加する大会については、補助の対象としない。また、競技団体、スポンサー等から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。
- 3 強化練習費用支援型において、競技団体、スポンサー、大分県等から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。
- 4 補助事業者が補助対象者でなくなった日以降に実施する事業は、補助の対象としない。